

新潟県燃料油価格高騰等対策支援金 Q&A (タクシー事業者)

1. 制度について

Q. 休車中の車両が対象とならないのはなぜか。

A. 本支援金は、新型コロナウイルス感染症拡大及び燃料油価格高騰により大きな影響を受けたタクシー事業者の安全安心な運行を支援し、県民の移動手段の維持・確保を図ることを目的としているため、申請日時点において運行を継続する車両のみを対象としています。

2. 申請書類について

Q. 車検証の写しについて、有効期間が満了している場合も添付が必要か。

A. 申請日時点において車検の有効期間が満了している車両については「運行を継続する車両」には該当しないため、本支援金の対象にはなりません。したがって、当該車両に係る車検証を添付いただく必要はありません。

言い換えると、支援金を申請する車両については、必ず有効期間内の車検証を添付いただく必要があります。

3. 交付対象者について

Q. 新潟県ハイヤー・タクシー協会や個人タクシー事業協同組合に加盟していなくても、支援金の交付対象となるか。

A. 協会・組合の加盟・非加盟にかかわらず、交付対象者の要件を満たしていれば対象となります。

Q. 市町村が実施する同様の支援金事業の交付を受けている場合であっても、支援金の交付対象となるか。

A. 対象となります。

4. 交付対象車両について

Q. いわゆる福祉タクシーも交付対象となるか。

A. 対象となります。

Q. デマンドタクシーなど、乗合事業の用に供する車両も対象となるか。

A. 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車として、新潟運輸支局に届出がされている車両であれば、対象となります。

Q. 令和4年8月1日以降に増車や減車をした場合、交付対象台数はどのようにになるか。

A. 申請できる車両の数は、申請日時点において運行を継続する車両（「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」による休車中の車両を除く）の数を基本とします。ただし、令和4年8月1日時点における登録車両の数が、申請できる車両の数の上限となります。

そのため、増車した場合は令和4年8月1日時点の車両数、減車した場合は申請日時点の車両数が、申請可能な車両の数となります。（下記「交付対象車両の考え方」を参照ください。）

Q. 令和4年8月1日時点では休車中であった車両について、申請日までに休車を終了させて運行を再開した場合、支援金の対象となるか。

A. 申請できる車両の数は、申請日時点において運行を継続する車両（「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」による休車中の車両を除く）の数を基本とするため、令和4年8月1日時点で休車中の車両であっても、申請日までに休車を終了し、運行を再開している車両であれば、支援金の対象となります。（下記「交付対象車両の考え方」を参照ください。）

【参考】交付対象車両の考え方

例1) 8月1日時点では5台で、申請日までに1台増車した。

→申請可能な車両台数は5台

※申請日時点の保有台数は6台ですが、上限は5台であるため5台分しか申請できません。

例2) 8月1日時点では5台で、申請日までに1台減車した。

→申請可能な車両台数は4台

※上限は5台ですが、申請日時点では4台しか運行していないため4台分しか申請できません。

例3) 8月1日時点では5台（うち1台休車中）

→申請可能な車両台数は4台

※申請日時点の保有台数は5台ですが、申請日時点で休車中の車両は支援金の交付対象外であるため、4台分しか申請できません。

例4) 8月1日時点では5台（うち1台休車中）で、申請日までに当該休車を終了

→申請可能な車両台数は5台

※8月1日時点では休車中であっても、申請日時点で運行を再開しているため、上限である5台分の申請ができます。

例5) 8月1日時点では5台で、申請日時点で1台が車検切れとなっている

→申請可能な車両台数は4台

※車検の有効期限が満了している車両は「運行を継続する車両」には該当しないため、4台分しか申請できません。

5. 支援金の額について

Q. 上限となっているのはなぜか。

A. 支援金の交付は予算の範囲内で実施するため、全体の申請状況によっては、上限額まで交付できない可能性があります。